

ハイライト ■ 審議会選挙人名簿の確定及び立候補の受付について
■ 出来形確認測量の実施について

発行日：平成26年4月14日 編集：渋谷土地区画整理事務所

審議会選挙人名簿の確定及び立候補の受付について

「まちづくりニュース76号」でお知らせいたしました大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理審議会の委員の方々の任期が本年5月29日を以って満了することから、現在、次期審議会委員を選出するための手続きを行っています。

この手続きの一環として、去る3月22日から4月4日の14日間、選挙人名簿の縦覧を行いました。異議の申し出がありませんでしたので、このことを4月21日に公告することで、選挙人名簿が確定し、委員の構成が決定いたします。

これに伴い、次の手続きとして、審議会委員の立候補の受付を行います。

《 審議会について 》

【名称】 大和都市計画事業渋谷（南部地区）
土地区画整理審議会

【目的】 事業を円滑に運営するために、換地計画
や仮換地の指定等の重要な事項について、
関係権利者の意見を反映させる。

【設置年月日】 平成6年6月28日

【根拠法令】 土地区画整理法第56条 等

【委員の定数】 計10人

（構成） 宅地所有者7人 [選挙で選出]

借地権者 1人 []

学識経験者2人 [施行者（市）が選任]

【任期】 5年間又は事業完了まで

《 委員の立候補受付について 》

【届出期間】

平成26年4月22日（火）～5月1日（木）
午前8時30分～午後5時15分まで
（土・日・祝日を除く。）

【届出場所】

渋谷土地区画整理事務所（大和市役所4階）

【資格】

- ① 平成26年3月11日現在、渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行地区内の宅地について、所有権又は借地権を有する方。
（確定した選挙人名簿に記載されている方）
- ② ①において共有の場合は、「代表者選任通知書」を提出することにより代表者に選任された方。
- ③ 選挙期日に年齢が満20歳以上である方。
- ④ 成年被後見人又は被保佐人でない方
- ⑤ 禁錮以上の刑に処せられていない方

【必要な手続き】

○ご自身で立候補する場合には、「立候補届」をご提出いただきます。

※「立候補届」には、候補者の押印が必要です。

○立候補者を推薦する場合には、推薦者の方から「立候補推薦届」を提出いただき、かつ候補者の方から、「立候補推薦届出承諾書」をご提出いただきます。

※「立候補推薦届」には、推薦者の押印が必要です。

※「立候補推薦届出承諾書」には、立候補者の押印が必要です。

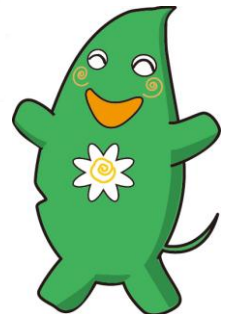
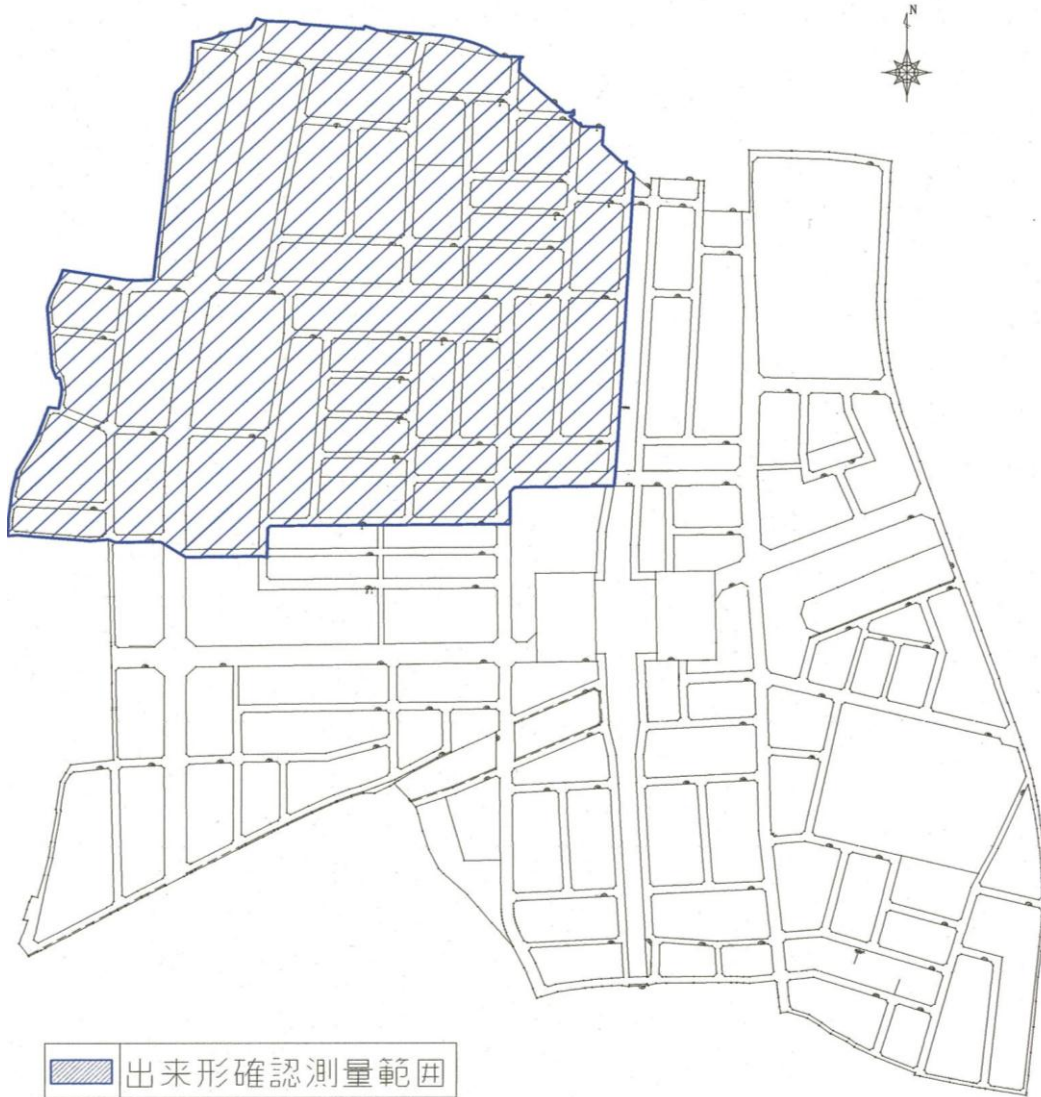
・上記の書類は、渋谷土地区画整理事務所窓口（大和市役所4階）にございます。

【投票について】

立候補者が定数（宅地所有者7人、借地権者1人）を超えた場合には5月25日（日）に投票を行います。超えない場合には投票は行いません。

出来形確認測量の実施について

- 区画整理事業が終盤に近づき、換地処分に向けて平成 26、27 年度に出来形確認測量を行います。
- 平成 26 年度の測量範囲は西側 14ha になります。以下の図を参照して下さい。
- 出来形確認測量とは境界位置、土地形状、面積を確定させる大切な測量業務になります。
- 境界杭を測量する必要があるため、市の委託業者が地権者様の土地に出入りさせていただく場合がございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- 委託業者は大和市が発行する身分証明書を携帯しております。



大和市イベントキャラクター
「ヤマトン」

■換地計画の作成に向けて、測量と並行して土地・建物の現況や権利関係の調査も行います。調査を正確かつ効率的に行うため、土地区画整理法第74条の「官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄本等の交付を求めることができる」規定に基づき登記内容や固定資産税土地台帳・家屋台帳の個人情報を使用する場合があります。個人情報の取り扱いに当たっては、大和市個人情報保護条例の規定に基づき個人情報保護審査会への諮問・答申を経るなど、より厳格・適切に運用しています。

〒242-8601 大和市下鶴間1丁目1番1号 渋谷土地区画整理事務所（大和市役所4階）

- | | | | |
|------------|--------------------|--------|---------|
| ■審議会・換地計画 | ・・・ ☎ 046-260-5721 | （事業管理課 | 事業管理担当） |
| ■道路・宅地等の工事 | ・・・ ☎ 046-260-5723 | （整備事業課 | 工務担当） |
| ■建物移転補償 | ・・・ ☎ 046-260-5724 | （ // | 補償担当） |